

静岡市規則第71号

静岡市地域まちづくり推進条例施行規則をここに制定する。

平成21年7月16日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市地域まちづくり推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市地域まちづくり推進条例（平成21年静岡市条例51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区土地利用協議会の認定の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定による認定（以下この条、第4条、第5条及び第7条において「認定」という。）を受けようとする団体の代表者は、地区土地利用協議会認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 構成員の名簿
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 規約
- (4) 認定を受けることについて地域住民等の多数の賛同を得ていることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(地区土地利用協議会の認定要件)

第3条 条例第6条第1項第2号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 構成員の数 おおむね10人
- (2) 対象区域の面積 おおむね0.5ヘクタール

2 条例第6条第1項第3号の多数の賛同を得ているかどうかは、市長が前条第4号に掲げる書類の内容を総合的に勘案し、判断するものとする。

(地区土地利用協議会の認定等の通知)

第4条 市長は、認定をしたときは地区土地利用協議会認定通知書（様式第2号）により、認定をしないときは地区土地利用協議会不認定通知書（様式第3号）により、第2条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(地区土地利用協議会の認定の公表)

第5条 条例第6条第3項の規定による公表は、認定を受けた地区土地利用協議会（以下「協議会」という。）の名称、事務所の所在地、代表者の氏名、活動目的及び活動対象区域をインターネットを利用して閲覧に供するほか、当該事務を所管する課の事務室に備え置いて閲覧に供する等の方法により行うものとする。

（地区土地利用協議会の認定事項の変更の承認）

第6条 条例第6条第4項の規則で定める事項は、協議会の名称、活動目的、活動対象区域及び規約とする。

2 条例第6条第4項の規定により前項に規定する事項を変更しようとする協議会の代表者は、地区土地利用協議会認定事項変更承認申請書（様式第4号）に市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第6条第4項の規定による承認をしたときは地区土地利用協議会認定事項変更承認通知書（様式第5号）により、当該承認をしないときは地区土地利用協議会認定事項変更不承認通知書（様式第6号）により、当該協議会の代表者に通知するものとする。

（地区土地利用協議会の解散の申出等）

第7条 条例第6条第5項の解散の申出は、地区土地利用協議会解散申出書（様式第7号）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、条例第6条第5項の規定により認定を取り消したときは、地区土地利用協議会認定取消通知書（様式第8号）により、当該協議会の代表者に通知するものとする。

（地区土地利用計画の認定の申請）

第8条 条例第7条第1項の認定（次条及び第10条において「認定」という。）を受けようとする協議会の代表者は、地区土地利用計画認定申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）地区土地利用計画の案（様式第10号）

（2）地区土地利用計画の案について地域住民等の多数の賛同を得ていることを証する書類

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 条例第7条第3項第2号の多数の賛同を得ているかどうかは、市長が前項第2号に掲げる書類の内容を総合的に勘案し、判断するものとする。

（地区土地利用計画の認定等の通知）

第9条 市長は、認定をしたときは地区土地利用計画認定通知書（様式第11号）により、

認定をしないときは地区土地利用計画不認定通知書（様式第12号）により、前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（地区土地利用計画の認定の公表）

第10条 条例第7条第5項の規定による公表は、認定に係る地区土地利用計画の内容をインターネットを利用して閲覧に供するほか、当該事務を所管する課の事務室に備え置いて閲覧に供する等の方法により行うものとする。

（地区土地利用計画の内容の変更の承認）

第11条 条例第7条第6項の規定により地区土地利用計画の内容を変更しようとする協議会の代表者は、地区土地利用計画変更承認申請書（様式第13号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、条例第7条第6項の規定による承認をしたときは地区土地利用計画変更承認通知書（様式第14号）により、承認をしないときは地区土地利用計画変更不承認通知書（様式第15号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（地区土地利用実施計画の認定の申請等）

第12条 条例第9条第1項の認定（次条及び第14条において「認定」という。）を受けようとする協議会の代表者は、地区土地利用実施計画認定申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）土地利用実施計画の案（様式第17号）

（2）地区土地利用実施計画書の案について条例第9条第3項の利害関係人の多数の賛同を得ていることを証する書類

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 条例第9条第2項第5号アに規定する規則で定める施設は、道路、公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

3 条例第9条第2項第5号イに規定する規則で定める事項は、垣又はさくの構造の制限とする。

4 条例第9条第3項の多数の賛同を得ているかどうかは、市長が第1項第2号に掲げる書類の内容を総合的に勘案し、判断するものとする。

（地区土地利用実施計画の認定等の通知）

第13条 市長は、認定をしたときは地区土地利用実施計画認定通知書（様式第18号）により、認定をしないときは地区土地利用実施計画不認定通知書（様式第19号）により、前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(地区土地利用実施計画の認定の公表)

第14条 条例第10条第4項の規定による公表は、認定に係る地区土地利用実施計画の内容をインターネットを利用して閲覧に供するほか、当該事務を所管する課の事務室に備えて置いて閲覧に供する等の方法により行うものとする。

(地区土地利用実施計画の内容の変更の承認)

第15条 条例第11条第1項の規定により地区土地利用実施計画の内容を変更しようとする協議会の代表者は、地区土地利用実施計画変更承認申請書(様式第20号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、条例第11条第1項の規定による承認をしたときは地区土地利用実施計画変更承認通知書(様式第21号)により、承認をしないときは地区土地利用実施計画変更不承認通知書(様式第22号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(建築等の届出等)

第16条 条例第12条第1項の規定による届出は、地区土地利用実施計画区域内建築等届出書(様式第23号)に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第12条第1項各号列記以外の部分の規則で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

(1) 地区土地利用実施計画において用途の制限が定められ、又は用途に応じて建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)に関する制限が定められている土地の区域 建築物等の用途の変更(用途変更後の建築物等が地区土地利用実施計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合に限る。)

(2) 地区土地利用実施計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

(3) 地区土地利用実施計画において条例第9条第2項第5号ウに掲げる事項が定められている土地の区域 木竹の伐採

3 条例第12条第1項各号列記以外の部分の規則で定める事項は、行為の完了予定日とする。

4 条例第12条第1項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる土地の区画形質の変更

ア 建築物で仮設のものものの建築又は工作物で仮設のものものの建設の用に供する目的で行

う土地の区画形質の変更

イ 既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更

ウ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

(2) 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

ア 前号アに掲げる建築物の建築又は工作物の建設

イ 屋外広告物で表示面積が1平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

ウ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設

エ 建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系（その支持物を含む。）、旗ざおその他これらに類する工作物の建設

オ 農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物の建築又は工作物の建設

(3) 次に掲げる建築物等の用途の変更

ア 建築物等で仮設のもの用途の変更

イ 建築物等の用途を前号オに掲げるものとする建築物等の用途の変更

(4) 第2号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

(5) 次に掲げる木竹の伐採

ア 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

5 条例第12条第1項第4号に規定する規則で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

6 条例第12条第2項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

7 条例第12条第2項の規定による届出は、地区土地利用実施計画区域内建築等変更届出書（様式第24号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出することにより行う

ものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。